

令和5年度 第11回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和6年2月13日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第37号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

議案第39号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請書審議について

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
4 番 松本 茂	5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸	8 番 平井 豪	9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美	

農地利用最適化推進委員

西村 盛一	田上 安幸	外村 和彦	松永 博文	井芹 康雄
坂本 導成	松野 文男	上村 敦之		

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 伊佐 浩二

8. 議事録署名人

6 番 五嶋 靖

8 番 平井 豪

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第11回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、お疲れです。今、事務局長が言いましたけど、11回目の定例の農業委員会になります。

まず、先月、1月の末の18、19だったですか、鹿児島の枕崎研修、皆さん大変お疲れでございました。それを受けて、今後目標値の作成なり、あるいは地域計画の作成に入っていきますけど、事務局も今日は、後から報告あるかもしれませんが、河原さんがちょっと体調を崩していますので、川端さんと小山さん2人での3月末までの事務になりますので、大変な時期になりますけど、皆さんもいろいろ御協力をお願いしたいと思います。

本日は3条案件、それから基盤強化法、かなりボリュームがありますので、若干時間が長くなるかもしれませんが、ひとつよろしく願いしてきたいと思います。

それと、皆さんも既に御承知かと思いますが、農業新聞等を御覧になると、非常に最近の農政、目まぐるしく動いておりまして、農業基本法、改正が今回行われますが、その中で、待ちに待ったといいますか、食料自給率の関係で、農水省本部のほうも会計検査院等からかなり突っ込まれております。国費を16年から26年まで、16兆円ほど国家予算を使いながら自給率も上がらん、なんてことかというようなことで、非常に突っ込まれております。それを受けて、国のほうも、農水省のほうも、今回の基本法の中には、自給率の関係も年1回の検証を約束して盛り込まれると思います。そういうようなことで、非常に農政関係も厳しい状況

にありますけど、我々は法にのっとって粛々と仕事をしていくということになりますので、今月もいろいろありますけど、よろしく御協力をお願いします。先ほど申しましたように、今日は若干遅くなるかもしれませんが、皆さん方の忌憚のない意見をお願いしながら、簡単であります、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、本日の議事録署名委員は、6番委員の五嶋委員と、それから8番委員の平井委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速議案審議に入ります。

まず、議案第37号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第37号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年2月13日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐町役場、こちらにロッキースーパーストア甲佐店がございまして、今回の申請地はロッキーから北西へ約400メートルの仁田子字原ノ前に1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から、農地の耕作賃借権設定（10年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明いたします。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当いたしません。

3については、該当いたしません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月の1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字仁田子に1筆あります。また、申請地には飼料用稲の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を及ぼすおそれはないことを報告いたします。

会 長 それでは、ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

特にないようですから、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明いたします。

（申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐町役場がございまして、今回の申請地は役場から西へ約200メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5 番委員の伊豆野委員から、農地の耕作賃借権設定（10年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5 番 5 番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明いたします。お手元のラミネートの資料「取得権利者が農家の場合」を御覧ください。

1 については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2 については、該当いたしません。

3 については、該当いたしません。

4 については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5 については、該当しません。

6 については、問題ないと思われます。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。3 番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3 番 3 番委員の清住です。先月の1月29日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字仁田子にある農地1筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3 番委員の清住委員から現地調査の報告、また、5 番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

3 番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3 番 3 番委員の清住です。では、説明をいたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。6 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに白旗小学校、緑川保育所がございます。こちらに J A 上益城本所がございまして、今回のこちらの申請地は緑川保育所から北西へ約120メートル進んだところに3筆隣接しております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして3番委員の清住委員から、農地の耕作賃借権設定(15年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明いたします。お手元の資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1 については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2 については、該当しません。

3 については、該当しません。

4 については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5 については、該当しません。

6 については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字白旗にある農地3筆です。申請地には米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を及ぼすおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。特にないようです。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

この案件の申請人（譲渡人）は、3番委員の清住委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（清住委員退出）

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。では、説明します。

（申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに木村のあられ甲佐工場がございます。今回の申請地は木村のあられ甲佐工場のちょうど裏手ですね、約50メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題はないか説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農地所有適格法人の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月の1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は大字芝原にある農地 1 筆です。申請地には加工用米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 　　ただいま 4 番委員の松本委員から現地調査の報告、また、13 番委員の緒方委員から農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

　　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

　　どうぞ。

○ 1 1 番 　　譲渡人は認定農業者だと思いますけど、認定農業者が、そういった土地を売買したとき、面積が減るわけでしょう。そしたら、認定農業者の立場というのは、その認定はどんなふうになってるんですかね。

会 長 　　事務局長。

事務局長 　　今回の場合、土地を売られてということですが、経営形態自体が施設園芸がメインとなっておりますので、その土地利用型に比べるとそこまでないと思います。

　　ただ、5 年間の期間がありますので、その間にどういう計画を出されているか、例えば、面積自体は変わらなくてもその収量を上げるとか、そういうふうな計画で出されて認定を受けられているケースもありますので、次の認定のときにそこは相対的に判断していくというような形になると思います。

○ 1 1 番 　　まだ 4 反ぐらい面積、減るんでしょう。

事務局長 　　面積は減っても、その……、例えば、米を植えているというのじゃなくて、今、花での施設園芸でハウスと今度、また違うところに建てる計画をするとか、そういうふうな感じでやる部分もありますので、実際に今度、更新のときのやつを見てもみないことには何とも言えません。

　　基本的には、おっしゃるとおり、規模を拡大していくというのが認定農業者の認定の、大体、要件となりますので、規模を減らしていくというのは、次の認定がされない原因の一つにもなる可能性はあります。

　　以上です。

会 長 　　中村委員、よろしいですか。

○ 1 1 番 　　はい。

会 長 　　ほかに何か御意見ございませんか。

　　それでは、ほかにはないようでございます。

　　それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

　　全員賛成と認めます。番号 4 番については、原案どおり許可することに決定いたします。

　　清住委員の入室を認めます。

(清住委員入室)

それでは、続きまして、番号5番について審議したいと思います。

10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。では、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに乙女小学校がございまして、こちらを県道御船甲佐線が走っております。こちらに宇城鉄筋がございまして、今回の申請地は、宇城鉄筋の向かい、県道沿いに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から、農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が義理のきょうだいである譲渡人に土地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料「権利権取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないかと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。先月の1月29日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口にある農地1筆です。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、10番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。番号6番の申請地であります西寒野の地図がお手元の資料9ページ、有安と横田、船津字中川原の地図はお手元の資料の10ページ、船津字小中尾の地図はお手元の資料11ページ、船津字上川原の地図はお手元の資料の12ページに添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、西寒野にあります申請地の説明をいたします。

こちらに日和瀬橋、こちらに桜の丘がございまして、今回の西寒野の申請地につきましましては、桜の丘さんから北東へ約300メートルのところに1筆ございます。

続きまして、有安と船津字中川原、横田にございます申請地の場所について御説明いたします。

こちらに国道443号線が通っておりまして、こちらに安津橋がございます。有安の申請地は安津橋から東へ約330メートルのところに2筆ずつ隣接してあります。

また、船津字中川原の申請地につきましましては、安津橋から北へ約490メートルのところに1筆ございます。

次に、横田にあります申請地につきましましては、こちらが甲佐中学校、こちらが立岩団地になっているんですが、立岩団地から南東へ約206メートルのところに1筆ございます。

続きまして、船津字小中尾にあります申請地の場所の説明をいたします。

こちらに甲佐大橋が架かっておりまして、そこから南へ約880メートルのところに2筆隣接しております。

続きまして、船津字上川原にあります申請地の説明をいたします。

こちらに安津橋、こちらに熊本甲佐総合運動公園がございまして、今回の申請地は運動公園の南端から西へ約120メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から、農地の使用貸借権設定について、農地

法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が子供である相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネート資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月の1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字西寒野に1筆、大字横田に1筆、大字有安に4筆、大字船津に4筆あります。申請地には米、大根、里芋、カライモの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 耕作面積がゼロなのに就農期間が250日なのは、研修か何かで250日ということでしょうか。

会 長 事務局。

事務局 説明いたします。

今回、相手方の方が娘さんということで、15年間、お父様が……、もう亡くなられたんですけれども、お父様と一緒に農業をされていたので、年間250日です。本人さん名義の農地がないので、耕作面積としてはゼロになっています。

以上です。

会 長 境委員、よろしいですか。

ほかに何か御意見はありませんか。

中村さん。

○14番 お母さんの年齢が88歳で、使用貸借権設定が20年で、制限というのはいないんですか。20年、ちょっと長すぎるような気がしますけど。

会 長 事務局、いいですか。

事務局 事務局より説明いたします。

たしかに、お母様の御年齢が88歳ということで、20年という、長いということなんですけれども、ゆくゆくは自分たちの名義に変えていくという相手方の耕作人の方の御意思がとおりで、20年お母様が生きてらっしゃるかどうかは分からないけれども、20年というところで申請が上がってきています。

会 長 局長どうぞ。

事務局長 ちょっと補足です。耕作貸借権、使用貸借権について、期間の制限というのはございませんので、その分については自由にその当人同士で期間を定められて、20年でも10年でも大丈夫ということになります。期間の制限はございません。

会 長 中村委員、よろしいですか。

○14番 はい。

会 長 そのほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、3ページをお願いします。

番号7番について審議したいと思います。

12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに宮ノ尾川が流れておりまして、今回の申請地は中横田字宮上に2筆、字宮ノ尾に9筆で、字村上に5筆、このように宮ノ尾川近くに16筆点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、12番委員の河嶋委員から、農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○ 1 2 番 12番委員の河嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適切に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○ 3 番 3番委員の清住です。先月の1月29日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字中横田に16筆あります。申請地には米、野菜、栗、柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊豆野委員、どうぞ。

○ 5 番 譲受人の住所が府領ということで、中横田まで畑なり田を耕運するかという……、現実的じゃないですけど、効率的ではないですが、トラクターを走らせてこられるのかどうかというのは、どこか農機小屋を、どこか農機具小屋か中継地を持てられるのかというところは。

会 長 事務局、何かそのところ、分かりますかね。

○ 6 番 ここは実家があるでしょう、宮ノ尾に。まだ残っとる、実家が。だけん、多分それで置いてやっとうとよ。

会 長 松永委員。

推進委員 ここはですね、●●さんって、ばあちゃんの●●●さんという方がおられて、娘さんがずっとそこに住んでおられて、相続をされたんですよ。お父さんの名義だったのを相続されてずっとおられたんですけども、嫁られないつもりだったんですが、嫁って、よそに行かれたもんですから、長男さんの●●●さんという人が北原団地におんなって、その人に今度は所有権移転して、その人が事業を継続

するということで、今回、所有権移転の登記を申請されたと思います。家も宮ノ尾にありまして、ばあちゃんが宮ノ尾に住んどらす。

会 長 伊豆野委員、分かりましたか。よろしゅうございますか。

○5番 はい、分かりました。

会 長 そのほかになにか御意見ございませんかね。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに竜野小学校、こちらにふれあい広場がございまして、今回の申請地はふれあい広場から北東へ約700メートルのところに2筆隣接してございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。今回の申請は、相手方が申請人に農地の売買について相談し、了承が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

- 会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4番 4番委員の松本です。先月の1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
- 申請された農地は、大字上早川に2筆あります。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。
- 会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 境委員、どうぞ。
- 1番 譲受人が22歳という新規就農者ですけど、これは役場のほうで、何か新規就農のプラン農家とか出してあるとですか。個人的に、もう……。
- 会 長 事務局、どうぞ。
- 事務局 事務局から説明します。
- 特に、まだ新規就農の御案内等はしてないんですけども、現在、ちょっとお話がずれてしまうんですけども、会社員で仕事をされていまして、これから…、この譲受人のお父様が御船町にある藤本農園さんで今、従業員をされていらっしゃるいまして、お父様から農業を教わりながら、これから年内を目途に会社は退職されて、本格的に農業進出されていくという御予定だと……。
- 会 長 境委員、よろしいですか。
- 1番 はい。では、とりあえずこの土地は日曜百姓というか、個人的にちょっとするということですか。
- 事務局 はい。仕事が終わられて、平日が8時から5時の御勤務で、町内の事業所での御勤務だそうで、帰ってからも農業はできるということで、休みも休日指定休でされていて、仕事もしながら農業もできるというところでの申請になっています。
- 会 長 よろしいですかね。
- ほかに何か御意見ございませんか。
- それでは、ほかにはないようでございます。
- 採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり許可することに決定をいたします。
- 続きまして、番号9番について審議したいと思います。
- 5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。
- 5番 5番委員の伊豆野です。では、説明いたします。
- (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読

み上げ)

会 長
事務局

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

それでは説明いたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに安津橋、こちらに町営住宅立岩団地がございまして、今回の申請地は立岩団地と安津橋の間に3筆点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長

続きまして、5番委員の伊豆野委員から、農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番

5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談し、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明いたします。お手元のラミネート資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番

3番委員の清住です。先月の1月29日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字有安に3筆あります。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長

ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんね。

それでは、特にないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号10番、11番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思い

ます。

12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、10番の申請地の説明をいたします。番号10番の申請地は、こちらに国道443号線が走っておりまして、甲佐町役場から熊本市方面に進みますと、こちらに山本自動車工場さんがございます。こちらに悠星会館がございます。今回、10番の申請地は山本自動車工場さんから東へ約130メートルのところに1筆ございます。

続きまして、番号11番の申請場所について説明いたします。こちらに町民センター、こちらに甲佐生コンクリート工業さんがございます。番号11番の申請地は、甲佐生コンクリート工業さんから東へ約175メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、12番委員の河嶋委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適切に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月の1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字下横田に1筆と大字糸田に1筆あります。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま 4 番委員の松本委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

田上さん、どうぞ。

推進委員 これは親戚内ですか。親戚内での所有権移転なのかな。無償になると思うんですけど。

会 長 事務局、何か分かりますか。

事務局 事務局から説明いたします。

今回、親戚というわけではなくて、譲受人がこれまで耕作を手伝われていたという関係というふうに伺っております。

事務局長 ちょっと休憩いいですか。

会 長 じゃあ、しばらく、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時20分

再開 午後 2 時25分

会 長 再開いたします。

田上委員、よろしいですか。

推進委員 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番、11番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をよろしく願います。

○ 1 3 番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局から願います。

事務局 それでは説明いたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに国道443号線が通っておりまして、こちらに岡部工務店、こちらに大型コインランドリー店がございます。御船町方面に進みますと、こちらに西邦電気さんがございまして、今回の申請地は西邦電気さんから東へ約680メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から、賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。今回の申請は、申請人が相手方から農機具置場の場所の提供について相談され、了承されたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は350日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。先月の1月29日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川字下山内に1筆あります。申請地には200平米以下の農業用倉庫を既に建てられておりますので、許可不要届を始末書と併せて提出されるよう事務局から指導しております。また、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

中村委員、どうぞ。

○11番 例えば、もうハウスで設置してあって、例えば、法人で機械倉庫を造る場合、始末書だけでよかったですか。私たちも作りたいけど。

会 長 事務局、何か。

事務局 お答えいたします。

特に法的罰則はございませんので、事前にやってしまったということで反省する意味で始末書を出していただくように。

○11番 始末書で済むわけですね。

事務局 おっしゃるとおり着手する前に許可不要届を出すべきであったときつく指導しております。

○１０番 田んぼでしょう。畑じゃないですよ。田んぼにこういう倉庫を造るって可能なんですか。そしたら、田んぼからもう帰るのがめんどくさいとって田んぼの中にプレハブ造ります、始末書で済むわけですか。そういうことを聞いている。

事務局長 それは、面積が200平米以下の場合には、農業委員会に届けだけで大丈夫です。許可はしなくてもいい。

○１０番 200平米以下だから。登記面積が。

事務局 そうです。登記面積というか、建物の面積。

○１０番 いや、だからね、一反畝まちの中に200平米以下の倉庫をね、要するに田んぼの真ん中に造っていいんですかって聞いている。

事務局 真ん中は。

○１０番 真ん中と言うか入り口に造っていいのかって聞いてるんです。

事務局 今おっしゃるのは田んぼということですが、畑、田んぼ問わず、営農に支障がないような位置で200平米以内であれば……。

○１０番 あればいいってことね。

事務局 届出で済ませてよろしいっていう……。

○１０番 いいってことね。地目変更して。そしたら、今度、水張りに問題がありますよね。

事務局 はい。

○１０番 水張りもしつつ、建物に水張りしませんよね。じゃあ、水張りしなかった面積というのは、水張りの面積は別個に報告するということ。

事務局 それは今回……。

○１０番 水張り業務がありますよね、水田の。

事務局 はい。それは最低限の水張と。

○１０番 水田を維持するという。

事務局 それは再生協議会と情報共有して、そういう風になっていくと思います。

○１０番 いろんな問題がかかってくると思います、田んぼの場合は。

事務局長 そのときは水田台帳のほうに農業用倉庫と書いていただく。

○１０番 その分だけ水張り面積から引かれる。

事務局 もちろんそうです。

○１０番 そういうことは、それだけでいいと。

事務局 それと、あとは、水利の問題で土地改良との話も必要になるかとは思う。

○１０番 土地改良はわかるけど。それは、もう水張りは分かっています。

事務局 許可不要についてはあくまでも200平米以下で、あくまでも農地のまま、農地のままで施設を建てること、ただ基礎は駄目です。

○１０番 だから、ここは土地改良へ払っていると思うよね。甲佐町土地改良、金払っているんですか、土地改良に。いつも土地改良ともめているんですよ、うちは。

事務局 そことしては、甲佐土地改良区という甲佐町土地改良区の正規の水系外でございます。

○１０番 外？　それで田んぼ。

○１３番 払ってない。谷川です。谷川からずっと上から引いている。

○１０番 そういうことであれば。

○１３番 埋め立ててあるけん、田んぼになっっても全然できないことはない、石とかいっばい入っとうけん。

○１０番 だから、うちらと田んぼの管理が全く違うもんね。

推進委員 そげなっとは、やっぱりどげんかならんとですか。何十年も前から、だけん言うなら、田のあれば呈しとらんたい、言うなら。そうばってん、まだいま田になってるでしょ。

事務局長 地目が変わるのはですね……。

推進委員 だけん、せんとでけんとだろ。

事務局長 そうです、そうです。本人が登記をせん限り変わりませんので。

推進委員 特に今からずっとせんと、やっぱりそういうのが出てくるとのことたい。

事務局 でてくる可能性はあると思います。特に、熊本地震の後に田んぼだったのを、潰れて田んぼがつくれなくなって、若干土を入れたりとかされているところも田のままでなっていますし、ただ、あくまで本人さんが登記せん限りは、ちょっと登記は変わらないということになります。

推進委員 農業委員会のほうが動くことはなかですね。

事務局長 そうですね。農地は農地のままなんで。そこが田んぼに、先ほどおっしゃったように、違法に建物が建ててあるということであれば、年に１回程度、農業委員会のほうで農地パトロールで無断転用とかを見てます。そのときに指導とかできるんですけど、農地が農地のままということであれば、あくまでもその農地を使ってくださいというような形でしかできないんで、そこについては指導というのがなかなかできない。

推進委員 すみません、長くなるばってん、夏、家に行くじゃなかですか。そうすると、道のそばの田で15平米となっとなつてすよ。だけん、15平米でも20平米となっとなつた。田で。だけん、そぎゃんとは何だろうかという、何十年でそぎゃんとをそのまま、そういつてきたならチェックして出してるけど、その辺はどげんかならんかと。

 道にちょうどかかってそうなったと思うとたい。

事務局長 実際、あぜも何も倒してしまってから、今一枚になってるんでしょ……。

推進委員 分からない、全然。

事務局長 はい、はい、はい、はい。

推進委員 だけん、大分そういうところが多かけん。

事務局長 ただ、先ほど言うたけど、そこについても町の職権でというのはなかなかできんもんだけん。

○10番 個人でせなしょうがないわけたい。

推進委員 すみません、ちょっと要らん話して。

事務局長 いえいえ、すみません。

会 長 いろいろ御意見ありましたけど、ほかに何かございませんか。

 それでは、ほかにないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。

 番号12番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

 続きまして、番号13番について審議したいと思います。

 5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明します。

 (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

 こちらに国道443号線が走っておりまして、こちらに甲佐高校がございます。今回の申請地は、甲佐高校から西へ約500メートルのところに1筆ございます。

 場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から、耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談し、了承を得られたため申請となりました。

 それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

 1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

 2については、該当しません。

 3については、該当しません。

 4については、本人の従事日数は300日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

 5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月は1月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請された農地は、大字大町に1筆あります。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 この譲受人の方の旦那さん、亡くなられたとかですか。

会 長 そうです。

○1番 これは、申請書は亡くなる前に出てあるんですか。それとも、亡くなられてからの申請になる。

事務局 事務局から説明いたします。

亡くなられてからの御申請に。

○1番 じゃあ、問題なくちゃんと。

事務局 はい。

○1番 規模拡大をされるということ。

事務局 はい。

○1番 更新、規模。

事務局 新規です。

○1番 新規。ここは、何かこの前、親戚か何かである程度、何人かでされるということなんで、それで規模拡大が可能という形でみとってよかですかね。

事務局 はい。

会 長 境さん、よろしいですかね。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

残りはないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号13番については、原案どおり許可することに決定いたします。

あと議題はありますが、ここで休憩を取ります。前の時計で55分から、この

時計で2時55分から再開をいたします。15分ほど休憩をいたします。

10分ですね、ごめんなさい。10分です。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時55分

会 長 それでは、再開いたします。休憩前に引き続きまして、再開をいたします。
続きまして、議案第38号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、19ページをお願いいたします。議案第38号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年2月13日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、20ページをお願いいたします。

甲農第1885号、令和6年1月26日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の21ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和5年度第11回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、3年の田が5筆の4,309平米、6年の田が2筆の1,896平米、6年の畑が1筆の2,338平米となります。

賃借権の新規について、3年の田が3筆の5,083平米、5年の田が11筆の1万8,277平米、6年の田が4筆の5,673平米、10年の田が7筆の6,036平米、10年の畑が3筆の3,130平米となります。

使用貸借権の再設定については今回ございません。新規については、10年の田が5筆の3,277平米となります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が37筆の4万4,551平米、畑が4筆の5,468平米となります。

所有権移転については今回ございません。

委員の皆様にご審議いただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、22ページをお願いいたします。

議案第38号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議をいたします。

番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらに甲佐大橋がかかっておりまして、こちらに町民センターがございます。今回の申請地は、町民センターの裏側約80メートルのところに2筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用作物の作付をされています。今回の申請地には米、飼料用作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 これ、今のね、面積が1,865しかないんですけども、こんなちっちゃいところで経営やれとるんですか。

事務局 事務局から説明いたします。

今回、申請が法人で借りられるのでこういった耕作面積が1,865平米になっているんですが、法人ではなく個人として耕作される面積が3万7,688平米ございます。

今回、個人名での申請ですと、農地法3条で申請となり提出資料が多いということで、認定農業法人での認定農業者さんということで基盤強化での御申請になりましたので、法人名での御申請になっております。

○10番 その法人とこれが、個人と法人で別に作っておられるのか。それとも、どっかの法人に入っとられるんですか。

事務局 いえ、個人で御申請をされた場合は、認定農業者ではないので。

○10番 何かおかしいね。

事務局 法人名……。

事務局長 補足します。この法人さんについては酪農をされておりまして、その牛舎の部分については法人で経営されていると。あとの米とか飼料用作物についてが個人で、代表者の方が個人で賃貸借契約をされてそこで借りられているというような今までは流れになっていたんですけども、今回は法人のほうにだんだんシフトしていくという形で、今回新たにされる分については法人の契約ということになっております。

○１０番 だから、自分で法人と個人を持っておられるでしょう。

事務局長 そうです。

○１０番 個人法人と個人を持ってられるんですね。

事務局長 そうです、そうです。

○１０番 そういうことですよね。

事務局長 そうです。

○１０番 法人と言われたらね、どこの法人に属しているとか、全然見えないでしょ。それで確認したんです。であれば、結構です。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号１番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号２番、３番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐大橋がかかっておりまして、こちらに町民センターがございます。

番号２番の申請地は、町民センターから北東に約80メートルのところがございます。失礼しました。町民センターから上手に２筆ですね、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号２番、３番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、WCSの作付をされております。今回の申請地には米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
河嶋委員どうぞ。

○12番 すみません、直接は関係ないかもしれませんが、いつも私が思うのは、長崎県とか阿蘇になっとうでしょう。それに対して「耕作面積」という表現が妥当かどうかをちょっとお尋ねしたい。

会 長 事務局、何か表現について。

○12番 長崎からわざわざ来らすどか。

○10番 いや、地権者という考え。

○12番 それは分かるけど、この表現の仕方が。

事務局 事務局から回答いたします。
確かに河嶋委員おっしゃる通り、他県の方が甲佐町の農地で耕作されるわけでは実際ないので、耕作面積という表記の仕方が妥当かどうかということなんですけれども、一旦、こちら標記の方法については、持ち帰って協議を……。

事務局長 ちょっと休憩してもいいですか。

会 長 暫時休憩。

休憩 午後3時20分
再開 午後3時25分

会 長 再開いたします。
河嶋委員、よろしいですね。
そのほかに何か御意見ございませんか。
それでは、ほかにはないようでございます。
採決を行います。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号2番、3番については原案のとおり承認をいたします。
続きまして、番号4番から番号10番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。
この案件の相手方は5番委員の伊豆野委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。
(伊豆野委員退出)
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

申請番号4番、5番につきましては27ページ、申請番号6番、7番、8番、9番、10番につきましては28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに安津橋がかかっておりまして、こちらに甲佐中学校、こちらに町営住宅立岩団地がございます。

番号4番の申請地につきましては、安津橋から南へ約385メートルのところに1筆。番号5番につきましては、安津橋から40メートル東へ進んだ有安字西川原に1筆。安津橋から北へ約320メートルのところにもう1筆ございます。

続きまして、番号6番から10番の申請場所につきまして説明いたします。

こちらに甲佐小学校がございまして、こちら端の方に築場がございます。番号6番から10番の申請地は甲佐小学校から約200メートルのところに6筆、このように点在してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番の相手方は認定新規就農者で、主に米、麦、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 今、効率よくという話があったんですけども、二畝とか三畝とかのね、田んぼは多いですよ。これ、畦倒しされとるんですか。

これ見るとね、狭いところがある。

○1番 狭いところはあぜを倒してる。

○10番 全部あぜを倒し済ですね。でないと、効率よくできない。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局から説明します。

写真にもありますように、こんな場所です、あぜが倒れているところがほとんどでございました。

会 長 畦倒しがされている。

そのほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決をいたします。原案のとおり決定をすることに賛成のは挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番から10番までについては原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

それでは、23ページをお願いします。

番号11番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに田口橋、こちらに森川健康堂、こちらに田口の五差路がございまして、今回の申請地は県道宇土甲佐線を熊本市城南方面へ約400メートル進んだ田口字後田に1筆ございまして、そこから城南方面へ約350メートル進んだ田口字池田にもう1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号11番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米、野菜の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 この方はもともと認定農業者なんですね。譲受人。認定農業者としてこの前もあったからほとんどない、田んぼは残らないですよ。これ残るのは、ほとんど畑です。乙女台地。

もう1枚あったでしょう、これ狭いほうで、もう1枚の現物は池田でしょう、後田。たしか、今これハウスを外しよるでしょう。ハウスは残っていましたか、どっちでしたか。

事務局 残っています。

○10番 まだ残っています。

事務局 はい。

○10番 ということは、米はハウスでまた作れますよね。どういうふうにされるか聞いていますか。今、米、野菜という話があったからね。

○2番 前の人は返されたんですか。前作っていた人は返した。嘉島の人。

○10番 うん、嘉島の人に貸していたのね。

○2番 返されたんですか。

○10番 そう、そう、そう。でも、ほとんどでんから返されて、この法人で、これ斜線引いてあるのは無料ですよ。私はここで聞きたいのは、無料で法人に持つていくのは構わない。

ただ、譲渡人は認定農業者ですよ。認定農業者が面積を減らすのは問題にならないんですか。

事務局長 認定農業者の認定を受ける時に5年間の計画を立てて認定を受けるんですが、経営面積が減ったからといってすぐ取消しとはなりません。

次の更新時期に新たな計画により認定されるかどうかの判断になります。

会 長 本田委員よろしいですか。

○10番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決をいたします。原案のとおり決定をすることに賛成のは挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号11番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番・番号13番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思いますが、番号13番の申請人(譲渡人)は3番委員の清住委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(清住委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

30ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに木村のあられさん、こちらに日立物流さんがございます。番号12番・番号13番の申請地は、木村のあられさんから北東へ約470m進んだところに4筆、このように点在しています。

次に相手方の状況について説明いたします。

番号12番・13番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆・ニラの作付けをされています。今回の申請地には米・麦・大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただ今、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問も無いようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号12番・13番については、原案のとおり承認いたします。

(清住委員入室)

それでは、24ページをお願いします。続きまして、番号14番・15番は、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

31ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに九州自動車道、こちらに熊本ダイハツさんがございまして、今回の申請地はそこから北西へ約870mのところに3筆点在しています。

次に相手方の状況について説明いたします。

番号14番・15番の相手方は、御船町の認定農業者で、主に米・飼料用稲・麦・馬鈴薯の作付けをされています。今回の申請地には米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただ今、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問も無いようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号14番・15番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号16番・17番・18番・19番・20番は、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

番号16番から18番の申請地は32ページ・33ページに、番号19番、20番の申請土地はP34ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらに緑川PAがございまして、そこから南へ約500mのところに番号16番の2筆、番号17番の1筆が隣接しています。

また、こちらに田口橋がございまして、番号17番の残り3筆と18番の2筆は田口橋から南へ約1.5kmのところにあります。番号17番の残り3筆は、上平下に2筆、上川原に1筆このように点在しております。また、番号18番の上川原の2筆がこのように点在しています。

続きまして、番号19番、番号20番の申請土地の位置について説明します。こちらに田口五差路がございまして、こちらに県道宇土甲佐線が走っております。番号19番と20番の申請土地は、五差路から北西へ約925mのところに3筆点在しております。

次に相手方の状況について説明いたします。

番号16番・17番・18番・19番・20番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆・野菜の作付けをされています。今回の申請地には米・麦・大豆・野菜の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問も無いようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号16番・17番・18番・19番・20番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第39号、農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、35ページをおねがいします。

議案第39号、農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請書審議について。

農地法関係事務処理要領第4の6に基づき、別紙のとおり事業計画変更承認申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年2月13日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 それでは、36ページをお願いします。

議案第39号、農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請書、審議調書の番号1番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・申請理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置と状況の説明をお願いします。
事務局 それでは、説明いたします。地図につきましては37ページに添付しておりますが、
前のスクリーンの方で説明いたします。

こちらに緑川が流れておりましてこちらが県道御船甲佐線がこのように通ておりましてこちらに田口橋、申請地はこちらに赤く示してある場所に3筆このように位置しています。以上です。

会 長 続きまして、事業計画変更承認の判断について、事務局より説明をお願いします。
事務局 それでは説明します。判断につきましては、要領によりますと、当該申請が次の
すべてに該当するときは、これを承認することがでできる。とされております。

今回の場合は3点ございます。

①変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

②変更後の転用事業により、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度、又はそれ以下であると認められること。

③そのほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであることとされています。

事務局といたしましては、①については、新たな工事は実施せず現状のまま利用するとされており、問題ないと思います。

②については、周辺地域の農業等に及ぼす影響は変更前と何ら変わりないと思います。

③については、農地転用許可基準に合致していると思います。

このことにより、事業計画変更については問題ないと思います。

会 長 ただ今、事務局から事業計画変更承認に係る判断について、いずれも問題ないと
の説明がありました。

質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言はありませんか。

無いようですので、それでは採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは番号1番につきまして、当農業委員会といたしましては、承認相当の意見をつけて県へ送ります。

それでは、本日予定していた議案は全て終了いたしました。この後、事務局にバトンタッチいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、これを持ちまして第11回定例農業委員会総会を閉会します。お疲れ

さまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

6 番

8 番